

豊中市里親等証明書要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項、第6条の4第1号、第2号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の36に規定する里親等であることの身分を証明する里親等証明書に関し必要な事項を定めるものとする。

(里親等証明書の交付)

第2条 里親等証明書は、里親認定決定通知書及び里親登録更新通知書等の交付に併せて市長が交付するものとする。

(記載する事項)

第3条 里親等証明書は、別記様式のとおりとする。

(有効期間)

第4条 里親証明書の有効期間は、里親登録名簿の有効期間と同一の期間とする。

(再交付)

第5条 里親等証明書の交付を受けた者は、里親等証明書を紛失し、若しくは毀損したとき又は里親等証明書の記載事項に変更が生じたときは、当該里親等証明書を添えて（紛失の場合を除く。）、里親等証明書の再交付を申請することができる。

(返還)

第6条 里親等証明書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親等証明書を返還しなければならない。

- (1) 里親登録名簿から削除されたとき。
- (2) 第4条に規定する有効期間が満了したとき。
- (3) 前条の規定により再交付を受けた後、紛失した里親等証明書が見つかったとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 0 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(表面)

(裏面)

豊中市養育里親証明書

氏名

住所

上記の者は、児童福祉法第6条の4第1号の規定に基づく
養育里親として登録されている者であることを証明する。

登録(更新)年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日

年 月 日 豊 中 市 長

注意事項

1. 本証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
2. 本証を紛失、破損した場合、氏名に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
3. 認定取消となった場合は、すみやかに本証を返却すること。

豊中市こども未来部
はぐくみセンターこども支援課
豊中市岡上の町2丁目1番8号
電話:06-6676-7421

豊中市養子縁組里親証明書

氏名

住所

上記の者は、児童福祉法第6条の4第2号の規定に基づく
養子縁組里親として登録されている者であることを証明する。

登録(更新)年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日

年 月 日 豊 中 市 長

注意事項

1. 本証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
2. 本証を紛失、破損した場合、氏名に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
3. 認定取消となった場合は、すみやかに本証を返却すること。

豊中市こども未来部
はぐくみセンターこども支援課
豊中市岡上の町2丁目1番8号
電話:06-6676-7421

豊中市専門里親証明書

氏名

住所

上記の者は、児童福祉法施行規則第1条の36の規定に基づく
専門里親として登録されている者であることを証明する。

登録(更新)年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日

年 月 日 豊 中 市 長

注意事項

1. 本証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
2. 本証を紛失、破損した場合、氏名に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
3. 認定取消となった場合は、すみやかに本証を返却すること。

豊中市こども未来部
はぐくみセンターこども支援課
豊中市岡上の町2丁目1番8号
電話:06-6676-7421

豊中市小規模住居型児童養育事業養育者証明書

ホーム名

養育者名

住 所

上記の者は、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づく
小規模住居型児童養育事業の養育者であることを証明する。

事業開始年月日 年 月 日

年 月 日 豊 中 市 長

(参考)

○児童福祉法第6条の3第8項

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

豊中市こども未来部
はぐくみセンターこども支援課
豊中市岡上の町2丁目1番8号
電話:06-6676-7421